第 1217 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 12月 15日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♤デリバティブ通達新設

Ｑ：デリバティブ取引に関する通達が公表されたそうですが、その概要を教えてください。

Ａ：通達では、各デリバティブ取引の損益計上時期が明確にされています。

【解説】

今までは一部の機関投資家にしか関係ないと思われていたデリバティブ取引も、最近は日に日に普及してきているようで、先月には、デリバティブ取引にかかる税務上の取扱いを定めた通達「金融商品に関する法人税の取扱いについて」が公表されました。

この通達では、各デリバティブ取引の損益の計上時期について定められています。

デリバティブ取引は顧客のニーズによって様々な種類があり、その数は取引の数だけあるともいわれていますが、基本となるのは「先物取引」「先渡取引」「スワップ取引」「オプション取引」のほぼ４つとなります。今回の通達もこの基本的な取引についての取扱いが定められており、原則として平成１０年１０月３０日以後に締結される契約から適用されます。

今回の通達では、損益の計上時期について定められていますが、デリバティブ取引については、課税上、デリバティブ取引によって得た所得の分類や源泉地の判定についても問題とされており、今後はこの２点についても法令・通達の整備を行っていくようです。